

# 公益社団法人有田川町シルバー人材センター

## 定 款

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人有田川町シルバー人材センター(以下「センター」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 センターは、事務所を和歌山県有田郡有田川町に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 センターは、社会参加に意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、高齢者が長年培った経験や知識を活かし、その希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、これらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実及び福祉の増進と社会参加の推進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。

なお、都道府県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 48 年法律第 68 号)」第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週 40 時間までとすることができる。

- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前四号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

### 第3章 会員

#### (会員)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者。
  - (ア) 有田川町に居住する原則として60歳以上の健康な者
  - (イ) 働く意欲がある者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を活用し、生きがいの充実や社会参加等を希望する者。
- (2) 特別会員 センターの目的に賛同し、センターの事業運営を理解している個人で、理事長が推薦し理事会の承認を得た者。
- (3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、有田川町に住所又は事務所がある個人又は団体であってその事業に協力するもので、理事会の承認を得たもの。

#### (会員の資格の取得)

第6条 正特会員になろうとする者は、理事長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書により理事長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。
- 3 入会承認について、緊急を要するとき又はセンター事業の運営上必要な場合、前項の規定にかかわらず、理事長においてこれを専決処分とすることができる。この場合、理事長は次回の理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

#### (会費の負担)

第7条 センターの事業活動に経常的に生ずる経費に充てるため、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 正特会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき、又は有田川町に居住しなくなったとき。
- (2) 失踪宣告を受けたとき又は死亡したとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年間以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 全ての正特会員の同意があったとき。

(任意退会)

第9条 正特会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員は次のいずれかに該当する場合には、総会において、正特会員の総数の半数以上であって、正特会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- (1) センターの定款、法令その他の規則に違反したとき。
  - (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。
- 3 賛助会員は、正当な理由がある場合には、理事会の決議で除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

- 2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正特会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又は役員報酬等の基準
- (3) 役員賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 会費及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 前各号に定められるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第 14 条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
  - (2) 正会員及び特別会員総数の 10 分の 1 以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定めた事項を記載した書面をもって、開催の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会に出席した正特会員の中から選出するものとし、選任まで又は選任されない場合には、これを理事長が務めるものとする。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員及び特別会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前二条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員)

第 22 条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長とする。また 1 名の常務理事を置くことができ、常務理事は、事務局長を兼ねることができる。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事として、常務理事をおく場合は、一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センターの理事又は職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 4 常務理事は、理事会で別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。
  - 5 理事長・副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 前 2 項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

(役員任期)

- 第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間とし、理事長・副理事長の再任は 3 期までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間とする。
  - 3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 27 条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等及び費用)

第 28 条 役員は無報酬とする。

- 2 前項の規定に関わらず、役員職務を行うために必要な費用及び報酬等を支払いすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

(役員損害賠償責任免除)

第 29 条 センターは、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合において、理事又は監事が任務を怠ったことにより、生じた損害賠償責任を同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限定として、理事会の決議をもって免除することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 センターに、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第 32 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 前条第 3 号による場合は、理事が、前条第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知を発しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

5 前項に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会に決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計



(資産の管理)

第 39 条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

- 2 特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の管理は、別途理事会で定める。

(事業年度)

第 40 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 センターの事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属書類
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 前二項の書類は、毎事業年度の経過後 3 か月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第 43 条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正特会員の総数の半数以上であって、正特会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 44 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 39 条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、第 47 条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものは除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 3 前項以外変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 46 条 センターは、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の過半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 47 条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項の規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、総会の

決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 48 条 センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 7 号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

(事務局)

第 49 条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

## 第 10 章 公示の方法

(公示の方法)

第 50 条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 雑則

(委任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の理事長は、藪田 一美及び副理事長は柏田 榮二並びに北 茉暢とする。
- 4 常務理事は舟場 瑛とする。

## 改 正

平成24年5月26日一部改正

この定款の変更は、平成24年5月26日より施行する。

平成26年5月24日一部改正

この定款の変更は、平成26年5月24日より施行する。

平成27年5月23日一部改正

この定款の変更は、平成27年5月23日より施行する。

平成29年6月10日一部改正

この定款の変更は、平成29年6月10日より施行する。

平成30年6月9日一部改正

この定款の変更は、平成30年6月9日より施行する。

令和2年6月13日一部改正

この定款の変更は、令和2年6月13日より施行する。

令和3年6月12日一部改正

この定款の変更は、令和3年6月12日より施行する。